

二六 衆議院から受領後三十日を経過し、衆議院の議決が国会の議決となった予算及び条約一覧表

回国 次会	件 名	提 出	衆議院 議決	本 院 受領	返 付	備 考
第 十 九 回	昭和二十九年 度一般会計 予算	昭和 二九、一、 二七	修 三、 正 四	三、 四	一	四、二 衆議院の議決が 国会の議決となつた。
	昭和二十九年 度特別会計 予算	二九、一、 二七	可 三、 決 四	三、 四	一	
	昭和二十九年 度政府関係 機関予算	二九、一、 二七	修 三、 正 四	三、 四	一	
第 三 十 回 (臨 時)	原子力の平和 的利用にお ける協力の ための日本 政府とグレ イト・ブリ テン及び北 部アイルラ ンド連合王 国政府との 間の協定の 締結につ いて承認を 求めるの件 (閣条第三 号)	三、一〇、 一四	承 二、 認 一	二、 一	三、 一	二、三 衆議院の議決が 国会の議決となつた。
	原子力の非軍 事的利用に 関する協 力のための 日本政府と アメリカ合 衆国政府と の間の協 定の締結に ついて承認 を求めるの 件(閣条第 四号)	三、一〇、 一四	承 二、 認 一	二、 一	三、 一	
	原子力の非軍 事的利用に 関する協 力のための 日本政府と アメリカ合 衆国政府と の間の協 定の締結に ついて承認 を求めるの 件(閣条第 五号)	三、一〇、 一四	承 二、 認 一	二、 一	三、 一	

二六 衆議院から受領後三十日を経過し、衆議院の議決が国会の議決となった予算及び条約一覧表

回国 次会	件 名	提 出	議衆 議院 決院	受本 領院	返 付	備 考
第三十四回	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び 安全保障条約の締結について承認を求めるの件 (閣条第一号) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び 安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並び に日本国において合衆国軍隊の地位に関する協 定の締結について承認を求めるの件(閣条第二 号)	三、 二、 五	承、 五、 三 認	五、 二、 〇	六、 一、 九	六、八 衆議院の議決が 国会の議決となつた。
第四十八回	千九百六十三年十二月十七日に国際連合総会決 議第九百九十一号(XVI)によつて採択された 国際連合憲章の改正の批准について承認を求め るの件(閣条第二号)	四、 二、 三	承、 四、 三 認	四、 三、 〇	五、 三、 〇	五、二 衆議院の議決が 国会の議決となつた。
第五十一回	関税率表における物品の分類のための品目表に 関する条約及び千九百五十年十二月十五日にプ ラツセルで署名された関税率表における物品の 分類のための品目表に関する条約の改正に關す る議定書の締結について承認を求めるの件(閣 条第五号)	四、 三、 二、 九	承、 四、 三 認	四、 二、 六	五、 二、 六	五、二 衆議院の議決が 国会の議決となつた。
第七十一回 (特別)	千九百七十一年十二月二十日に国際連合総会決 議第二千八百四十七号(XXVI)によつて採択さ れた国際連合憲章の改正の批准について承認 を求めるの件(閣条第一号) アフリカ開発基金を設立する協定の締結につい て承認を求めるの件(閣条第二号)	四、 二、 〇 四、 二、 〇	承、 五、 二 認 承、 五、 二 認	五、 二、 〇 五、 二、 〇	六、 一、 九 六、 一、 九	六、八 衆議院の議決が 国会の議決となつた。
	原子力の非軍事的利用に関する協力のための日 本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の 改正する議定書の締結について承認を求めるの 件(閣条第二号)	四、 四、 四	承、 七、 二 認	七、 二、 〇	八、 一、 九	八、八 衆議院の議決が 国会の議決となつた。

第七十二回	渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその生息環境の保護に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結について承認を求めめるの件(閣条第三号)	四、二、一八	承 三、 認 一、九	三、一九	四、一八	四、七 衆議院の議決が国会の議決となった。
第八十回	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界画定に関する協定及び日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の締結について承認を求めめるの件(閣条第一号)	五、二、二四	承 五、〇 認 二、〇	五、二〇	六、九	六、八 衆議院の議決が国会の議決となった。
第一百十四回	平成元年度一般会計予算 平成元年度特別会計予算 平成元年度政府関係機関予算	平成 元、二、一八	可 四、二 決 元	四、二六	五、二六	五、七 衆議院の議決が国会の議決となった。
	千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の議許表第三十八表(日本国の議許表の修正及び訂正に関する二千八百一十二年二月二十二日に作成された確認書の締結について承認を求めめるの件(閣条第三号))	元、二、一八	可 四、二 決 元	四、二六	五、二六	

二六 衆議院から受領後三十日を経過し、衆議院の議決が国会の議決となった予算及び条約一覧表

							回国 次会
							件 名
東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の改正の受諾について承認を求めめるの件(閣条第五号)	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタン・イスラム共和国との間の条約の締結について承認を求めめるの件(閣条第一二二号)	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリアとの間の条約の締結について承認を求めめるの件(閣条第一一一号)	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリアとの間の条約の締結について承認を求めめるの件(閣条第七号)	千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約(アンティグア条約)の締結について承認を求めめるの件(閣条第七号)	国際物品売買契約に関する国際連合条約の締結について承認を求めめるの件(閣条第四号)	社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の締結について承認を求めめるの件(閣条第九号)	社会保障に関する日本国とオランダ王国との間の協定の締結について承認を求めめるの件(閣条第八号)
二〇、二、二六	二〇、三、七	二〇、三、七	二〇、二、二六	二〇、二、二三	二〇、三、七	二〇、三、七	
承 五、三 認	承 五、三 認	承 五、三 認	承 五、三 認	承 五、三 認	承 五、三 認	承 五、三 認	
五、三	五、三	五、三	五、三	五、三	五、三	五、三	
六、三	六、三	六、三	六、三	六、三	六、三	六、三	
六二〇衆議院の議決が国会の議決となつた。			六一八衆議院の議決が国会の議決となつた。			六二二衆議院の議決が国会の議決となつた。	
						備考	

<p>第百八十六回</p>	<p>包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一三三号)</p> <p>意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定の締結について承認を求めるの件(閣条第六号)</p> <p>千九百七十九年九月二十八日に修正された千九百六十八年十月八日にロカルノで署名された意匠の国際分類を定めるロカルノ協定の締結について承認を求めるの件(閣条第七号)</p> <p>視聽覚的実演に関する北京条約の締結について承認を求めるの件(閣条第一〇号)</p>	<p>二〇、四、二五</p> <p>二六、三、二</p> <p>二六、三、二</p> <p>二六、三、二</p>	<p>承 五、三 認 三</p> <p>承 四、三 認 三</p> <p>承 四、三 認 三</p> <p>承 四、三 認 三</p>	<p>五、三</p> <p>四、三</p> <p>四、三</p> <p>四、三</p>	<p>六、三</p> <p>五、三</p> <p>五、三</p> <p>五、三</p>	<p>五、三 衆議院の議決が国会の議決となった。</p>
---------------	---	--	---	---	---	------------------------------

二六 衆議院から受領後三十日を經過し、衆議院の議決が国会の議決となった予算及び条約一覧表